

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税

特別徴収のしおり

特別区民税・都民税・森林環境税の特別徴収につきまして、平素から御協力いただき厚く御礼申し上げます。特別徴収義務者様につきましては、このしおりをお読みいただき、今後とも特別徴収事務に一層の御協力をお願い申し上げます。

特別徴収とは

特別徴収とは、特別徴収義務者である給与支払者が納税義務者である給与所得者に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく徴収方法です。

当初に発送する税額通知書について

- (1) 令和8年2月3日(火)以降に給与支払報告書を提出した
- (2) 令和8年3月17日(火)以降に確定申告した

上記の場合、当初に発送する税額通知書にその内容が反映されていない可能性があります。該当書類の処理が済み次第、特別徴収税額の変更通知書を送付いたしますので、御了承ください。

当初に発送する税額通知書は、令和8年4月15日(水)までに到着した「給与所得者異動届出書」(以下「異動届」という。)に基づいて作成しております。税額通知書に退職された方が含まれている場合は、次のとおり手続をお願いいたします。

(1) 異動届が未提出の場合

異動届を至急、「課税係」まで御提出ください。

(2) 4月16日(木)以降に異動届が到着した場合

該当の方の異動届を、5月18日(月)から順次処理します。処理が済み次第、特別徴収税額の変更通知書を送付いたしますので、御了承ください。

墨田区 区民部 税務課

〒130-8648

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

課税(税額)について 『課税係』

電話 03 - 5608 - 6135 ~ 9・6700 (直通)

納入及び還付について 『税務係』

電話 03 - 5608 - 6140 ~ 1 (直通)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

墨田区公式ウェブサイト

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



各種届出様式は墨田区のホームページからダウンロードすることができます。

トップページ

オンラインサービス

各種申請書の様式ダウンロード

税金関係申請書

個人住民税の特別徴収の推進について

東京都及び都内全62区市町村は、安定した財源の確保と納税者の利便性向上を図るため、特別徴収の推進に取り組んでいます。事業主の方は、御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4第1項及び墨田区特別区税条例第33条の規定により指定する特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収の対象となる従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が特別徴収の対象になります。

ただし、以下の基準に該当すれば例外的に普通徴収が認められます。
普通徴収に該当する場合は「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。
提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

普通徴収を認める基準

普A 総従業員数が2人以下

(他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)

普B 他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)

普C 給与が少なく税額が引けない。

(例: 年間の給与支払額が110万円以下)

普D 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない。)

普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)

普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)

(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含まず。)

詳しくは、特別徴収推進ステーションホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



目次

特別徴収税額通知のeLTAX電子データによる提供について	P.1
特別徴収税額の納入について	P.2
納入書の金額訂正について	P.3
退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について	P.4
普通徴収から特別徴収へ切り替える場合の手続	P.4
特別徴収義務者が所在地・名称等を変更した場合の手続	P.4
納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合の手続	P.5
異動届の記入例	
退職(普通徴収への切替)	P.6
退職(一括徴収)	P.7
転勤(特別徴収継続)	P.8
切替届の記入例	P.9
特別徴収事務に関するよくある質問集	P.10

【 提出用書類 】

給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書	1枚
特別徴収切替届出(依頼)書		1枚
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		1枚
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書		1枚
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書		1枚

特別徴収税額通知の eLTAX電子データによる提供について

令和3年度税制改正において、特別徴収税額通知(納税義務者用)(以下「納税義務者用通知」という。)を電子で受け取ることが可能となりました。
これを踏まえ、令和8年度墨田区における「特別徴収税額通知のeLTAX電子データの提供」については以下のとおりとさせていただきます。

提供データの種別

- (1) 特別徴収義務者用通知(正本)
 - (2) 納税義務者用通知(正本)
- 令和6年度から副本の送付は廃止となりました。電子か紙どちらかのみを正本として送付します。

提供の対象となる特別徴収義務者

令和8年度給与支払報告書をeLTAXで送信する際、「特別徴収税額通知受取情報」画面で以下の受取方法を選択した特別徴収義務者

- (1) 特別徴収義務者用「電子」を選択した場合
上記(1)の正本通知を提供
- (2) 納税義務者用「電子」を選択した場合
上記(2)の正本通知を提供
- (3) どちらも「電子」を選択した場合
上記(1)・(2)の正本通知を提供

特別徴収税額通知データの提供方法の詳細については、
墨田区のホームページを御確認ください。



eLTAXで給与支払報告書を提出した場合の特別徴収税額通知の送付について
<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/zeikin/zyuuminzei/eLTAXde-tauketori.html>

住民税の電子申告システム eLTAXの御案内

墨田区では、住民税の電子申告システム(eLTAX)による申告サービスを行っています。

eLTAXの特徴

インターネットを利用して、自宅やオフィスから申告できます。
複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。
市販のeLTAX対応税務・会計ソフトウェアで作成した申告データも使用できます。
eLTAX用ソフト(PCdesk)で申告書作成が簡単にできます。
税額通知データの受取りができます。
共通納税システムを利用できます。

eLTAXの利用等について

eLTAX利用開始の手続や具体的な利用方法等については、
eLTAXホームページを御確認ください。
利用申請してから、御利用が可能になるまで数日かかります。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAX御利用に際して、御不明な点等がございましたら、
eLTAXホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」
<https://eltax.custhelp.com/>



特別徴収税額の納入について (地方税法321条の5)

1 納入期限

月割額を徴収した翌月10日(休日の場合は翌日)までに納入してください。

なお、納期限後に納入される場合は、延滞金が生じる場合がありますので「税務係(03-5608-6140)」に御確認ください。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合は、毎月徴収した税額を年2回の納期で納入することができる「納期特例」制度の適用対象となります。特例の適用には、区長の承認が必要です。手続きについては、「課税係(03-5608-6700)」までお問い合わせください。

【納期特例の承認を受けている場合の納期限】

	支給金額	納期限
第1回目	6月分～11月分	令和8年12月10日
第2回目	12月分～5月分	令和9年6月10日

2 納入場所

墨田区指定金融機関、墨田区収納代理金融機関 (銀行・信用金庫・信用組合)

墨田区役所又は各出張所

ゆうちょ銀行・郵便局

(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県及び山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限る)

東京都・山梨県及び関東各県以外のゆうちょ銀行・郵便局を新規で利用される特別徴収義務者の方は、「公金収納取扱金融機関指定通知書」を「税務係(03-5608-6140)」まで御請求ください。

3 OCR納入書

当区では、特別徴収納入書を、OCR(光学文字読取装置)により処理しており、当該年度の最初に送付する税額通知書に1年分の納入書を同封しています。ただし、OCR納入書が不要と御連絡いただいた事業所にはお送りしていません。

また、既に納期の特例が適用されている事業所にも、1年分(13枚)送付しております。綴られている13枚のうち、11月分及び5月分の納入書を御使用ください。

税額等の変更があった場合でも、改めてOCR納入書は送付していません。3ページ「納入書の金額訂正について」を参照の上、金額を訂正して御使用ください。

紛失や破損、全額納入済等により納入書の再発行を御希望の場合や、納入書の送付が必要ない場合は、「課税係(03-5608-6700)」まで御連絡ください。

4 私製納入書を使用する場合

私製納入書や銀行委託等により納入される場合は、右記の口座に納入してください。

市区町村コード	131075
口座番号	00180 - 3 - 960014
加入者名	墨田区会計管理者

納入書の金額訂正について

(例1) 納入金額に変更がある場合

1 納入金額に変更がある場合 (例1)

印字されている納入金額の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、各票の納入金額の欄の金額を横線で抹消し、各票の納入金額の欄に内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

2 退職所得分を納入する場合 (例2)

納入書表面の納入金額を訂正し、裏面にある「納入申告書(退職所得分)」を記入してください。
 なお、退職者の勤続年数を裏面の余白に記入していただきますようお願いいたします。

3 予備の納入書(白紙)をお使いになる場合

納入年月「年 月分」、納入金額、及び納期限を各票に記入してください。

4 納入金額の記入について

金額欄の記入例



注意事項

- ・数字の頭に「¥」マークを記入しないでください。
- ・数字は右詰めで記入してください。
- ・筆記具は黒のボールペンを御使用ください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 3 1 0 7 5	00170-3-960607	墨田区会計管理者
年 月分	指定番号	納入金額(1) 円
		25,000
※納入金額(1)欄が空欄の場合 納入すべき金額を右の納入金額(2) 内訳欄と合計額欄に記入してください。 ※納める税額が変更になる場合 (1)の納入金額欄の金額を横線で抹 消し、(2)の納入金額内訳の該当す る欄と合計額欄に変更金額を記入 してください。	給与分 (一部徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職 所得分	2 0 0 0 0
	延滞金	
納期限	合計額	
	2 0 0 0 0	

印字されている金額を消す
 変更後の金額を記入
 合計金額を記入

(例2) 退職所得分を納入する場合

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 3 1 0 7 5	00170-3-960607	墨田区会計管理者
年 月分	指定番号	納入金額(1) 円
		30,000
※納入金額(1)欄が空欄の場合 納入すべき金額を右の納入金額(2) 内訳欄と合計額欄に記入してください。 ※納める税額が変更になる場合 (1)の納入金額欄の金額を横線で抹 消し、(2)の納入金額内訳の該当す る欄と合計額欄に変更金額を記入 してください。	給与分 (一部徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職 所得分	3 0 0 0 0
	延滞金	1 0 0 0 0
納期限	合計額	
	4 0 0 0 0	

印字されている金額を消す
 給与分
 の金額を記入
 退職所得分
 の金額を記入
 合計金額を記入

退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について

1 納入のしかた

納税者に退職手当等を支払う際に、分離課税に係る特別区民税・都民税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに徴収月のOCR納入書の納入金額 退職所得分欄及び、裏面の「納入申告書」に記入し、給与に係る特別徴収分を合わせて納入してください。

なお、退職者の勤続年数を裏面の余白に記入していただきますようお願いいたします。

個人事業主の方は、別途納入申告書をお送りいたしますので、OCR納入書裏面の「納入申告書」に個人番号は記載せず「税務係(03-5608-6140)」まで御連絡ください。

2 税額の算出方法

『退職所得に対する住民税の特別徴収の手引』(令和8年1月1日以降適用)により算出してください。

3 納入先

納税者が退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村になります。

普通徴収から特別徴収へ切り替える場合の手続

普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は、次の書類を「課税係」に提出してください。

提出書類

特別徴収切替届出(依頼)書

納税者本人に送付された普通徴収の納付書の添付は不要ですが、二重納付防止のため必ず回収をお願いいたします。

注意事項

- (1) 次の ~ に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収の納期が過ぎたもの 65歳以上の方の年金所得に係る税額 前年に給与収入がない方の税額
- (2) 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- (3) 本年度特別徴収実績のある場合、納入書は再送付いたしませんので、3ページを御参照の上、金額欄を訂正して使用してください。
- (4) 納税義務者用の税額通知書は御本人様に速やかにお渡しいただき、個人情報保護のため御本人様以外が開封することのないよう御注意ください。

特別徴収義務者が所在地・名称等を変更した場合の手続

所在地・名称変更届出書を「課税係」まで速やかに御提出ください。

なお、会社合併による名称変更等で、納税者に異動が生じる場合には、異動届も合わせて御提出ください。

納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合の手続

納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合は、速やかに異動届を御提出ください。
なお、各種届出書の記入にあたっては、ボールペンを使用してください。

1 異動届の提出期限

異動が生じた月の翌月10日まで

異動届の提出が遅れると、特別徴収義務者が滞納の扱いとなる場合や、普通徴収への切替処理の遅れにより、納税者に一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう場合があります。

2 異動後の未徴収税額の徴収方法

(1) 6月1日から12月31日までに退職した場合

未徴収税額について普通徴収へ切替を行い、納税者本人に御納付いただきます。

また、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与や退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した場合

未徴収税額については、納税義務者からの申し出の有無に関わらず、一括徴収することが義務付けられています。

(地方税法321条の5)

納税者に給与や退職手当等を支払う際に、月割額(未徴収税額)を一括徴収し、その月の納入分と合計して、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

5月退職の場合は、最終月分として特別徴収により納入してください。

(3) 納税者の死亡による退職の場合

退職の時期に関わらず、普通徴収へ切替を行い、納税者の相続人に御納付いただきます。

死亡による退職の場合、一括徴収はできませんので御注意ください。

(4) 転勤等により、異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合

転勤・再就職等による異動後の勤務先で、引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出が納税義務者からあった場合は、以下の手続により特別徴収を継続することができます。

【前勤務先が新勤務先の情報を把握している場合】

前勤務先が異動届の上段部、中段部(1.特別徴収継続の場合)を記入し、「課税係」に送付。あわせて新勤務先へ連絡。

【前勤務先が新勤務先の情報を把握していない場合】

前勤務先が異動届の上段部、下段部(3.普通徴収の場合)を記入し、「課税係」に送付。

新勤務先が切替届を記入し「課税係」に送付。

異動届の記入例 ~退職(普通徴収への切替)~

退職(9月分まで納入済。10月~5月分の未徴収税額を普通徴収へ切り替える場合)
休職・死亡・会社解散・育休等で、普通徴収へ切り替える場合も同じ記入方法です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

この届出書の作成日を記入します。

結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の住所を記入します。

1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。

把握している電話番号がある場合は記入します。

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入します。

この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

墨田区長あて 令和8年10月2日提出		所在地 〒130-0026 墨田区両国5-6-7 リョウゴクショウジ		特別徴収義務者 指定番号 0123456		宛名番号 001	
フリガナ スミダ ハナコ		氏名又は名称 (株)両国商事		担通所属 人事課給与担当		当絡氏名 両国 太郎	
フリガナ スミダ ハナコ		氏名 墨田 花子(旧姓高橋)		担通氏名 両国 太郎		当絡電話 03-5608-1234 内線(0123)	
生年月日 昭和60年1月1日		特別徴収税額(年税額) 110,000円		異動年月日 令和8年9月30日		異動の事由 1. 退職・長期欠勤 2. 死亡 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他 6. 理由	
個人番号 987654321098		受給者番号 AB1234		異動後の住所 足立区足立7-8-9 (03-1234-5678)		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
1月1日現在の住所 墨田区千歳4-5-6		特別徴収税額(年税額) 110,000円		異動の事由 1. 退職・長期欠勤 2. 死亡 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他 6. 理由		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
異動後の住所 足立区足立7-8-9 (03-1234-5678)		特別徴収税額(年税額) 110,000円		異動の事由 1. 退職・長期欠勤 2. 死亡 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他 6. 理由		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号		法人番号	
所在地		担当者連絡先	
フリガナ		所属	
氏名又は名称		氏名	
		電話	
		内線()	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を1. 必要 2. 不要 記入	

3. 12月31日までに一括徴収の申出がない場合に選択します。

3. 2. 5月31日までに支払われる金額が未徴収税額(ウ)以下の場合に選択します。

3-3. 死亡による退職の場合に選択します。

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日 ____ 月 ____ 日	
2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) ____ 円	

3. 普通徴収の場合		市町村記入欄	
理由 1. 異動が 令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死亡による退職であるため			

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

異動届の記入例 ～退職（一括徴収）～

一括徴収(9月分まで納入済、10～5月分までの未徴収税額を最後の給与等から全額徴収し、10月分で納入する場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

墨田区長あて 令和8年10月2日 提出		給 与 支 払 者 特 別 徴 収 者	所在地	〒130-0026 墨田区両国5-6-7		特別徴収義務者 指定番号	0123456		
			フリガナ	リョウゴクショウジ		宛名番号	001		
			氏名又は名称	(株)両国商事		担 運 所 属	人事課給与担当		
			個人番号 又は法人番号	0123456789012		当 給 氏 名	両国 太郎		
					個人番号の記載に当たっては 左端を空欄とし右詰め記載	先 者 電 話	03 - 5608 - 1234 内線 (0123)		
給 与 所 得 者	フリガナ	スミダ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	墨田 花子(旧姓高橋)							
	生年月日	昭和60年1月1日							
	個人番号	987654321098							
	受給者番号	AB1234					令和8年	1	2 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所	墨田区千歳4-5-6		6	9	10	9	1. 退職 2. 休職・長期 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 (事由理由) 右から 番号を 記入	
	異動後の 住所	足立区足立7-8-9		30	37,200	72,800	30		
	把握している電話番号がある場合は記入します。	(03 - 1234 - 5678)		円	円	円	日		

この届出書の作成日を記入します。

結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の住所を記入します。

1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入します。

この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

1. 特別徴収継続の場合		(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を		
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号			____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地					
	フリガナ			受給者番号		
	氏名又は名称			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入	

同額になります。

2. 一括徴収の場合		理由		1	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
				右から 番号を 記入	2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		10月2日	72,800 円	

2-1. 12月31日までに退職し、一括徴収の希望があった場合に選択します。

2-2. 1月1日以降に退職し、転職等の予定がない場合に選択します。

一括徴収した税額を納入する月を記入します。

3. 普通徴収の場合		理由		市町村記入欄	

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

異動届の記入例 ～ 転勤（特別徴収継続）～

転勤又は転職（9月分まで前勤務先で特別徴収し、10月分から新勤務先で引き続き特別徴収する場合）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書の作成日を記入します。

結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の住所を記入します。

1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。

把握している電話番号がある場合は記入します。

新勤務先に墨田区の指定番号がある場合は記入してください。

		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
墨田区長あて		所在地	〒 130-0026 墨田区両国5-6-7		特別徴収義務者指定番号
令和8年10月2日提出		フリガナ	リョウゴクショウジ		宛名番号
給与特別徴収者		氏名又は名称	(株)両国商事		所属
		個人番号又は法人番号	0123456789012		氏名
		フリガナ	スミダ ハナコ		電話
		氏名	墨田 花子(旧姓高橋)		03 - 5608 - 1234 内線(0123)
		生年月日	昭和60年1月1日		異動の事由
		個人番号	987654321098		
		受給者番号	AB1234		異動後の未徴収税額の徴収方法
		1月1日現在の住所	墨田区千歳4-5-6		
		異動後の住所	足立区足立7-8-9 (03 - 1234 - 5678)		
		特別徴収税額(年税額)	110,000 円		1. 1 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
		徴収済額(ア)-(イ)	37,200 円		
		未徴収税額(ア)-(イ)	72,800 円		
		異動年月日	令和8年9月30日		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 理由を記入
		異動の事由	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他		
		異動後の住所	墨田区千歳4-5-6		1. 特別徴収継続の場合
		異動後の住所	足立区足立7-8-9 (03 - 1234 - 5678)		
		特別徴収義務者指定番号	0654321 (新規)		新しい勤務先へは、月割額 9100 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
		所在地	〒 136-0072 江東区大島10-9-8		
		フリガナ	カントウショウジ		受給者番号
		氏名又は名称	(株)関東商事		
		担当者連絡先	東京 花子		12A3456
		電話	03-3684-1111 内線(1234)		
		納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を1. 必要 2. 不要 記入		新勤務先での受給者番号があれば記入してください。
		納入書の要否	1. 必要 2. 不要		
		理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
		理由	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		
		理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		市町村記入欄
		理由	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		理由	3. 死亡による退職であるため		

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入します。

この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

給与と所得者の月割額と徴収開始月を記入します。

新勤務先での受給者番号があれば記入してください。

納税義務者用通知を電子で受け取る場合、受給者番号の記載が必須となります。

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

切替届の記入例

普通徴収から特別徴収に切替(従業員が7月に入社。1期分の納期限が経過しているため、普通徴収2期分以降を9月分から特別徴収に切り替える場合)

特別徴収切替届出(依頼)書

令和 8年7月3日 提出 墨田区长 あて	所在地 (住所)	〒130 0026 墨田区両国5-6-7		特別徴収義務者 指定番号	1234560 市町村ごとに異なり 新規の場合、納入書(要(不要))								
	フリガナ	リョウゴクショウジ		担当者 連絡先	係	人事課給与担当							
名称 (氏名)	(株)両国商事		氏名		両国 太郎								
代表者の 職氏名	代表取締役 社長 両国 一郎		電話	03-5608-1234 (内線123)									
法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
この届出書の作成日を記入します。	フリガナ	スミダ ハナコ		生年月日	昭和 平成 43年 2月 1日		切替希望期別を御記入ください。	普通徴収 2 期以降を切替希望		切替希望の期別を記入してください。			
結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。	氏名	墨田 花子 (旧姓 高橋)		普通徴収切替期別	普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収に切替ができません。		以下スケジュールのとおり		切替届を収受した月によって特別徴収開始月が決定します。				
賦課期日(1月1日)の住所を記入します。	1月1日現在の住所	〒130 0025 墨田区千歳4-5-6		特別徴収開始予定月	収受日	開始月	収受日	開始月					
1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。	現在の住所	〒120 0015 足立区足立7-8-9			4月15日まで	6月	9月中	11月					
把握している電話番号がある場合は記入します。	電話番号 (把握している場合)	固定電話	03-1234-5678		携帯電話	090-1234-5678	4月16日から5月中	7月	10月中	12月			
社員番号や整理番号等を税額通知書に記載する必要がある場合は記入してください。	受給者番号	12A3456			6月中	8月	11月中	1月	7月中	9月	12月中	2月	
					8月中	10月	1月中	3月					
					切替届を収受した月の翌々月開始となります。 税額の電話連絡は行っていません。税額通知書で御確認ください。								

【注意事項】

- 納付書の添付は不要です。本人から普通徴収の納付書を回収いただく等、特別徴収に切り替える税額を二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 次の ~ に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収の納期が過ぎたもの 65歳以上の方の年金所得に係る税額 前年に給与収入がない方の税額
- 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- 前職で退職の手続きが完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合、受給者番号の記載が必須となります。記入漏れが無いよう御注意ください。

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

特別徴収事務に関するよくある質問集

特別徴収への切替開始月はいつからですか。

墨田区では、令和8年度の特別徴収への切替開始月を次のとおり定めています。

【令和8年度特別徴収スケジュール】

届出書 收受日	~ 5/29	6/1 ~ 6/30	7/1 ~ 7/31	8/3 ~ 8/31	9/1 ~ 9/30	10/1 ~ 10/30	11/2 ~ 11/30	12/1 ~ 12/28	1/4 ~ 1/29
特別徴収 開始月 (納期限)	7月 (8/10)	8月 (9/10)	9月 (10/13)	10月 (11/10)	11月 (12/10)	12月 (1/12)	1月 (2/10)	2月 (3/10)	3月 (4/12)

また、御提出いただく際は、次の注意事項を御確認いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ・特別徴収開始月は、上記スケジュールのとおり、届出書を收受した月の翌々月開始となります。
- ・6月から特別徴収の開始を希望する場合は、令和8年4月15日までに切替届を御提出ください。
- ・電話での税額の事前連絡は行っておりません。通知書で御確認いただくようお願いいたします。
- ・前職で退職の手続が完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- ・5～7月の切替届の提出が集中する時期には、收受してから通知を送付するまでに1か月程かかります。余裕をもって御提出いただきますようお願いいたします。

従業員が出国する場合、残りの税額はどうしたらいいですか。

従業員の方が退職・転勤後に出国される場合、一括徴収を積極的に御利用ください。

また、一括徴収や出国前の納付が難しい場合、以下のいずれかの手続が必要になるため従業員の方に御案内ください。

納税管理人を立てる

口座振替の登録をする

その他注意事項・お問い合わせ先につきましては、二次元コードより御確認ください。



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

墨田区長あて 年 月 日提出 給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号				
	フリガナ											宛名番号				
	氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名			
	個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載										電話	内線()			
給与所得者	フリガナ											異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 支合併 7. その他 職 長 欠 期 散 他 理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	氏名															
	生年月日	年	月	日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動 年 月 日					
	個人番号															
	受給者番号													月から 月まで	月から 月まで	年 月 日
	1月1日 現在の住所													月から 月まで	月から 月まで	年 月 日
異動後の 住所	(TEL)										円	円	円			

1. 特別徴収継続の場合													
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	フリガナ												
	氏名又は名称											内線()	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合													
理由 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円	

3. 普通徴収の場合											
理由 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										市町村記入欄
	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										
	3. 死亡による退職であるため										

【提出先】〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

御注意
 1 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1・特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 2 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、本人から一括徴収の申出がなくとも、一括徴収することが義務付けられています。
 3 「2・一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

特別徴収切替届出(依頼)書

提出 墨田区長 あて	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号	市町村ごとに異なります	
	フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
	名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
	代表者の職氏名												氏名	
	法人番号													電話

給与所得者	フリガナ				生年月日	普通徴収 切替期別	切替希望期別を御記入ください。				
	氏名	(旧姓)			昭和・平成 年 月 日		普通徴収 <input type="text"/> 期以降を切替希望	普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収へ切替ができません。			
	1月1日現在の住所	〒					特別徴収 開始予定月	以下スケジュールのとおり			
	現在の住所	〒 月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						收受日	開始月	收受日	開始月
	電話番号(把握している場合)	固定電話		携帯電話		4月15日まで		6月	9月中	11月	
	受給者番号							4月16日から5月中	7月	10月中	12月
						6月中		8月	11月中	1月	
						7月中		9月	12月中	2月	
						8月中	10月	1月中	3月		
							切替届を收受した月の翌々月開始となります。 税額の電話連絡は行っていません。 税額通知書で御確認ください。				

【注意事項】

- 納付書の添付は不要です。** 本人から普通徴収の納付書を回収いただく等、特別徴収に切り替える税額を二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 次の ~ に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収の納期が過ぎたもの 65歳以上の方の年金所得に係る税額 前年に給与収入がない方の税額
- 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- 前職で退職の手続が完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合、受給者番号の記載が必須となります。記入漏れが無いよう御注意ください。**

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村記入欄

____年__月__日 提出 墨田区長 あて	() 特別徴収義務者 給与支払者 ()	所在地 (住所)	〒 _____ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号	市区町村ごと に異なります			
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係			
		代表者の 職氏名												氏名			
		法人番号															

誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

事 項	変 更 前 (旧)		変 更 後 (新)	
	変更項目のみ記入してください。		変更項目のみ記入してください。	
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
メールアドレス				
受取区分	特別徴収義務者用	1. 書面 2. 電子	特別徴収義務者用	1. 書面 2. 電子
	納税義務者用	1. 書面 2. 電子	納税義務者用	1. 書面 2. 電子
変更理由 (該当番号に)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 給与事務の統合【下欄を記入】 5. 合併による変更【下欄を記入】 6. 分割による変更【下欄を記入】 7. メールアドレス・受取区分の変更(電子税額通知送付用) 8. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割後の 事業所	所在地	〒 _____														
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ															
				名 称															
				電話番号	(内線 _____)														
				法人番号															
		3. 旧特別徴収指定番号を継続使用する。	特別徴収義務者 指定番号								市区町村ごと に異なります								
		指定番号			市区町村ごと に異なります														
		指定番号			市区町村ごと に異なります														

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

墨田区長 あて

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び墨田区特別区税条例第34条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者の 職氏名						電話番号	-					-
法人番号												担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						市区町村ごとに異なります						

関与税理士 氏名・連絡先	(連絡先)
-----------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 賞与等の臨時の給与の金額を含む。 墨田区以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円

市区町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日 有 (年 月 日承認取消) ・ 無

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。



特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

墨田区長 あて

年 月 日

墨田区特別区税条例第34条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者の 職氏名						電話番号	- -				
法人番号											担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						市町村ごとに 異なります					
理由	該当する番号に を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)										

関与税理士 氏名・連絡先	(連絡先)
-----------------	-------

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限内に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
12～3月分 4月10日まで 4～5月分 翌月10日まで

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係